

丹波市奨学生給付事業について

丹波市では、経済的理由により修学困難な高校生又は高等専門学生を対象に、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学生給付事業を行っています。

奨学生の選考及び決定については、奨学生選考委員会にはかり決定されます。

◎毎年度申請が必要です。

● 奨学生の資格

次の全ての要件を満たす方

- ①丹波市に在住している方
 - ②高等学校又は高等専門学校に在学する方
 - ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方
 - ④奨学生の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方
 - ⑤他の奨学生などその他同種の制度による給付を受けていない方【貸付型は除く】
- ※高校生等奨学給付金・私立高等学校奨学給付金との併用不可
※高等学校等修学支援金との併用可

● 所得基準

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	2,145,000円以下	2,746,000円以下	3,098,000円以下	3,364,000円以下	※1人につき加算額443,000円 3,364,000円+(443,000円×追加人数)

※令和7年度所得・課税証明書の令和6年分合計所得金額(世帯全員合計)により審査します。

※住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

● 奨学生の額

在学学校	区分	支給額
国公立	月額	6,000円
私立		

● 給付方法

給付区分	給付月
4~7月分	8月
8~12月分	1月
1~3月分	3月

● 申請

毎年度、次のすべての書類をそろえて、丹波市教育委員会 教育総務課へ提出してください。

- ①奨学生給付申請書
- ②誓約書
- ③同居及び生計を一にする方全員(所得の無い学生分は不要)の令和7年度(令和6年分)
所得・課税証明書(※1)
※1 証明書は6月中旬から発行される予定です。
- ④在学証明書

● 受付期間

令和7年6月11日(水)~令和7年6月30日(月)まで

● 給付の中止及び停止

休学や退学のほか、資格要件に該当しなくなったときは、給付を中止または停止します。

● 奨学生の返還

給付の停止や取り消し期間に係る給付金があるときは、その全額を返還していただきます。

【問い合わせ先】

〒669-3198 丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会 教育部 教育総務課
TEL 0795-70-0880 FAX 0795-70-0814